

令和5年度（2023） 公の施設目標管理型評価書

施設名	みどりと森の運動公園体育施設（有料）		
管理者名	みどりと森体育施設運営グループ	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
担当課	西区地域課		
所在地	西区板井1018番地1		
根拠法令	都市公園法		
設置条例	新潟市都市公園条例		
施設概要	<p>主な施設内容（構成施設の内容）</p> <p>&lt;野球場&gt; 鉄筋コンクリート造 平屋建て グラウンド面積：13,515㎡ 両翼：98m センター：122m 内野：黒砂混合土 外野：天然芝</p> <p>&lt;屋内コート&gt; 鉄骨造 一部鉄筋・鉄骨コンクリート造 平屋建て 砂入人工芝コート舗装 建築面積 2,424㎡</p> <p>&lt;屋外フットサルコート&gt; ロングパイル ゴムチップ入り人工芝舗装 建築面積2,406㎡</p> <p>&lt;多目的グラウンド&gt; クレイ舗装 建築面積13,787㎡</p>		

施設設置目的

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。

管理・運営に関する基本理念、方針等

- (1)新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。
- (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用が確保すること。
- (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。
- (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。
- (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。
- (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。
- (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。
- (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市 民	基準利用時間の達成	・全体育施設利用時間数年間5,909時間以上（但し、天候に考慮し評価する）	・6,054.5時間（前年5,628.0時間）	A	利用中止期間があったにも関わらず指標を上回った
	基準利用率の達成	・施設全体平均稼働率（利用時間／利用可能時間）22.0%以上（但し、天候に考慮し評価する）	・20.0%（前年18.7%） 新型コロナウイルスの影響で大会の中止や規模縮小、一般利用団体のキャンセルが多かったことが要因として考えられる。	B	
	設置目的に合致したサービス提供	・施設や指定管理者の特色を生かした事業を年30回以上実施	・モルック研修や無料スクール「やさしい！ハタ・ヨーガ」「アクティブ！ハタ・ヨーガ」、地域活動（ナイターリーグ等）を年26回実施した。総参加者数：548人（おとな528人、こども20人）	B	
	サービス満足度	・指定管理に関する利用者アンケートで「満足度」が3.5以上	・利用者アンケート（10月1日～31日実施 5段階評価） 管理状況3.99 システム3.65 情報発信3.9 スタッフ4.07 満足度4.02	A	
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には 3営業日以内に回答	・苦情や要望に対しての市民への回答を3営業日以内におこなった。また市へも同様に3営業日以内に報告した。	B	
財 務	管理運営経費の削減	・管理経費を抑えるための取組実績5項目以上	・グループのノウハウを最大限に生かし外注を減らした ・グループの専門スタッフが施設および設備の点検をおこない予防保全に努めた ・可能な限りペーパーレス化に努めた ・冷暖房を使用時は扇風機を併用し節電に努めた ・夜間整備の際は1/2照明で節電した	B	
	市の歳入の増加	・年間使用料収入（免除料金含まず）11,350千円以上（但し、大会や市の主催事業等による使用料免除について考慮し評価する）	・10,500,925円（前年10,552,862円）・免除申請12,770,000円（前年2,406,988円）・スポーツ少年団・準ずる団体申請1,167,275円（前年1,073,225円） 災害ボランティアセンターが設置（屋内コート：1月9日～2月10日、ミーティングルーム：2月11日～3月10日）されたことが要因として考えられる。	B	利用中止期間を考慮し評価
業 務	地域貢献・地域連携	・地域貢献活動（連携事業）年5回以上実施	・西区野球連盟と連携しナイターリーグを実施（16回）	B	
	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	・改善内容に応じて軽易なもの即日、時間を要するもの1週間以内に改善対応	・利用者意向調査票を活用し迅速な対応をした。	B	
	当該施設の管理に係る関係法令の順守	・コンプライアンス研修 年1回以上実施	・年度初めに全スタッフで研修を実施した。	B	
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・防災訓練 年2回以上実施（消防訓練・救命救急訓練など）	・春と冬に計2回消防訓練を実施した。 ・定期的に施設管理研修を開き救急時や災害時の対応を確認した。	B	
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・AED取扱講習、応急処置講習を全員が受講	・全スタッフが新潟市消防局の救命講習を受講し取り扱いを学んだ。	B	
	業務基準書等に定める事項の遵守	・その他業務基準書等に定める事項の遵守	・厳守している。	B	
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	・職員研修を年10回以上実施	・月に1回以上研修を開き運用についての確認をおこなった。	B	
	労働基準の充足	・労働関係法令の遵守	・労働基準法違反に該当する問題なし。 ・社会保険料の延滞無し。 ・その他該当する違反や延滞無し。	B	

【評価基準】

- A：要求水準（＝評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている。  
 B：要求水準（＝評価指標）を達成されている。  
 C：要求水準（＝評価指標）を達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

利用者の方々に安心安全な施設や設備を提供できるように整備をしてきたため、各競技種目の大会を想定した対応が出来ていると思います。  
 一方、野球場からの施設外飛球に関して、防球対策が万全ではありません。公園利用者の中には、飛球による危険性に関して察知していない方が見受けられます。公園利用者を含めすべての来園者に対して、引き続き危険性の周知に努めたいと思います。  
 また、屋内コートは砂の飛散で砂塵が舞い利用環境が良いとは言えません。ノンサンド人工芝への張替を要望いたします。  
 1月1日に発生した能登半島地震により、災害ボランティアセンターが設置（屋内コート：1月9日～2月10日、ミーティングルーム：2月11日～3月10日）されました。市や西区社会福祉協議会の指示に従い、特に問題なく対応できたと思います。

所管課による総合評価（所見）

能登半島地震の影響によるボランティアセンターの設置等、突発的な事案にも適切に対応いただいた。  
 また、通常の施設管理も大きなトラブル等もなく、安全な施設環境整備に取り組んでいただいております。  
 指定管理区域外の公園利用者に対する対応や駐車場における危険個所の確認や案内など、スポーツ施設運営以外の市民対応も行っている。そのほか、西区野球連盟の地域団体と連携して事業に取り組む等の地域貢献活動も評価できる。  
 今後も安全な施設運営を行っていただき、スポーツ振興に寄っていただきたい。